

所属機関、公益法人又は登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局・支局の長としてください。

2024年 4月 1日

誓 約 書

〇〇出入国在留管理 局長 殿

外国人を受け入れる機関の名称 〇〇株式会社

代表者の氏名 入管 太郎

(該当する場合) 公益法人又は登録支援機関の名称 △△株式会社

代表者の氏名 入管 花子

当機関等及び利用申出人は、在留申請オンラインシステムの利用に当たり、下記の事項を誓約いたします。また、下記の事項を遵守しない場合には、在留申請オンラインシステムの利用の停止又は利用申出の承認の抹消がなされることについて承諾いたします。

記

- 1 申請を行う場合には、申請人本人（又は代理人）の申請意思を確認し、確認した文書を保管すること
- 2 申請内容が事実と相違ないことについて申請人本人(法定代理人による申請の場合は法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人による申請の場合は当該代理人)及び外国人を受け入れる機関の代表者が確認すること
- 3 申請に係る立証資料を電子データで提出する場合には、その原本を当該申請に係る許可等の期限が経過するまでの間保管すること
- 4 当機関等において、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の17及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による届出を履行すること
- 5 地方官署から求められた場合、必要な資料を提出すること
- 6 地方官署から求められた場合、地方官署に出頭又は外国人本人（又は代理人等）を出頭させること
- 7 出入国又は労働に関する法律違反その他不正な行為を行ったことがなく、当機関もこれらの行為に関与したことがないこと
- 8 利用申出の承認を受けていない者が認証IDを使用しないこと
- 9 継続してオンラインシステムを利用する場合は、定期報告を1年に一度行うこと
- 10 利用者の情報に変更があった場合、速やかに地方局長に報告すること
- 11 他人の依頼を受け報酬を得て、オンラインシステムにより地方官署に提出する電磁的記録の作成を業として行わないこと
- 12 登録支援機関の職員として利用する場合、特定技能所属機関から適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けていない外国人の申請を
- 13 公益法人の職員又は登録支援機関の職員として利用する場合、特定技能所属機関から適合1号特定技能外国人の申請を

利用申出人が署名してください。

利用申出人の署名 入管 花子